

事業者の皆さまへ



斜面や溪流付近などで開発・建築等を行う場合は必ず確認をお願いします！

◆開発地は土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されていませんか？

土砂災害警戒区域等に該当する場合、都市計画法や宅地造成法等の開発許可等を受けた場合でも、土砂災害防止法に基づき建築物の構造規制がかかる場合や、建築物の用途によっては対策工事を行い土砂災害特別警戒区域の解除が必要な場合があります（※）。

県防災砂防課のホームページで区域を公表しておりますので、必ず事業者さま自身がご確認ください。

※土砂災害防止法の目的、制限行為等については、別紙パンフレット「土砂災害防止法とは」をご参照ください。

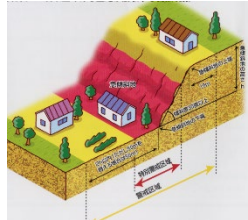
◆開発行為や宅地造成により新たに斜面が造成される場合も、土砂災害警戒区域等に指定される場合があります。

現時点で土砂災害警戒区域等に該当しない土地であっても、新たに造成された急傾斜地等が土砂災害のおそれがあると判断される地形条件に合致する場合、今後県の調査により「土砂災害警戒区域」や「土砂災害特別警戒区域」に指定される可能性があります。

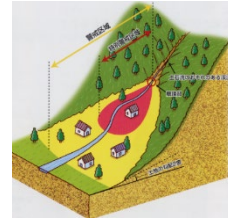
※今後の地形改変に伴い地形条件が合致する場合を含みます。

＜土砂災害の種類と土砂災害警戒区域等の指定基準＞

たとえば、急傾斜地の場合、傾斜度が30度以上で高さが5m以上の条件を満たす斜面が区域指定の対象となります。



がけ崩れ
(急傾斜地の崩壊)



土石流



地すべり

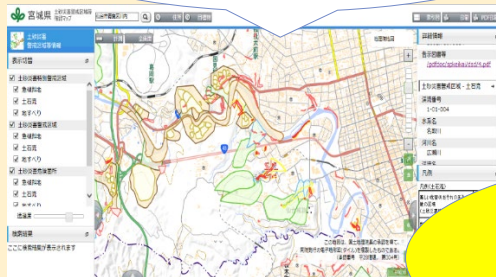
土砂災害警戒区域等の有無について確認を行う場合は、必ず下記の手順により確認を行ってください！

①宮城県砂防総合情報システムMIDSKI「土砂災害警戒区域等確認マップ」で計画する土地付近に土砂災害危険箇所等が無いかを確認します。

②次に、県ホームページ「土砂災害警戒区域等指定箇所」に表示される図面(告示図書)から、土砂災害警戒区域等の該当の有無を確認します。

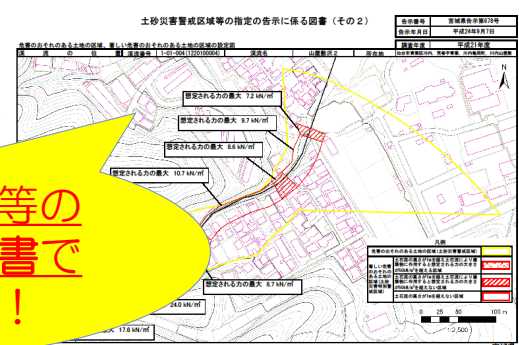
宮城県砂防総合情報システムMIDSKIではマップ上で土砂災害危険箇所等の概ねの位置を確認することができます。

①で土砂災害危険箇所に表示される「危険箇所番号」と対応する土砂災害警戒区域等の番号を県ホームページで探してください。



土砂災害警戒区域等指定箇所 (仙台市)

| 危険箇所番号 | 危険箇所名称 | 危険箇所種別 | 危険箇所種別 | 危険箇所種別 |
|----------|--------------|----------|----------|----------|
| 1-01-001 | 仙台市、区界、区界、区界 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所 |
| 1-01-002 | 仙台市、区界、区界、区界 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所 |
| 1-01-003 | 仙台市、区界、区界、区界 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所 |
| 1-01-004 | 仙台市、区界、区界、区界 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所 | 土砂災害危険箇所 |



土砂災害警戒区域等の確認は必ず告示図書で行ってください！

※ MIDSKIには最新の土砂災害警戒区域等が反映されていない場合があるため、必ず県ホームページの「土砂災害警戒区域等指定箇所」に掲載された告示図書をご覧ください。

※ ①で土砂災害危険箇所該当していなくても、土砂災害警戒区域等に指定される場合があるため、所在地等で周辺箇所を確認してください。

土砂災害警戒区域等の指定見込みチェックリスト

こちらのチェックリストにより、事業者の方自らが分かる範囲で記入してください。
(情報の確認方法についてはリーフレット前面をご覧ください。)

| 土砂災害警戒区域等の指定見込み チェックリスト | | |
|--|------|-------|
| チェック項目 | 該当する | 該当しない |
| 開発等計画地は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されている | | |
| ●土石流 | 該当する | 該当しない |
| 開発等計画地は、土石流危険渓流の被害想定範囲と重複している | | |
| 開発等計画地の上流に、土石流危険渓流の被害想定範囲が存在する | | |
| ●地すべり | 該当する | 該当しない |
| 開発等計画地は、地すべり危険箇所または地すべり防止区域と重複している | | |
| 開発等計画地は、地すべり危険箇所または地すべり防止区域と近接している | | |
| ●がけ崩れ | 該当する | 該当しない |
| 開発等計画地は、急傾斜地崩壊危険箇所と重複している | | |
| 開発等計画地内の斜面は、勾配30°以上かつ高さ5m以上の地形条件となる | | |
| 開発等計画地と隣接地を合わせた斜面は、勾配30°以上かつ高さ5m以上の地形条件となる | | |
| 確認窓口： | | |

土砂災害警戒区域等の調査・指定に関する相談窓口

| 管轄市町村 | 所属名 | 電話番号 | チェック | |
|---|----------------|--------------|--------------|--|
| 白石市、葦王町、七ヶ宿町、川崎町 | 大河原土木事務所 | 河川砂防第一班 | 0224-53-1434 | |
| 角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町 | | 河川砂防第二班 | 0224-53-3916 | |
| 白石市、葦王町、七ヶ宿町、川崎町、角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町 | | 行政班 | 0224-53-3903 | |
| | | 建築班 (建築相談) | 0224-53-3918 | |
| 仙台市、名取市 | 仙台土木事務所 | 河川砂防第一班 | 022-297-4155 | |
| 仙台市、七ヶ浜町 | | 河川砂防第二班 | 022-297-4172 | |
| 塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村 | | 河川砂防第三班 | 022-297-4154 | |
| 岩沼市、亶理町、山元町 | | 河川砂防第四班 | 022-297-4153 | |
| 仙台市、名取市、七ヶ浜町、塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、岩沼市、亶理町、山元町 | | 行政第二班 | 022-297-4118 | |
| | | 建築第二班 (建築相談) | 022-297-4348 | |
| 栗原市 | 北部土木事務所栗原地域事務所 | 河川砂防班 | 0228-22-2193 | |
| | | 行政班 | 0228-22-2174 | |
| 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町 | 北部土木事務所 | 河川砂防第一班 | 0229-91-0736 | |
| | | 行政班 | 0229-91-0732 | |
| 栗原市、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町 | | 建築班 (建築相談) | 0229-91-0737 | |
| 登米市 | 東部土木事務所登米地域事務所 | 河川砂防第一班 | 0220-22-2763 | |
| | | 行政班 | 0220-22-2494 | |
| 石巻市 (旧石巻市地区、旧牡鹿町地区) | 東部土木事務所 | 河川砂防第一班 | 0225-95-3360 | |
| 東松島市、石巻市 (旧河南町地区) | | 河川砂防第二班 | | |
| 石巻市 (旧河北町地区、旧雄勝町地区、女川町) | | 河川砂防第三班 | 0225-95-3501 | |
| 石巻市 (旧河北町地区、旧北上町地区、旧桃生町地区) | | 河川砂防第四班 | | |
| 東松島市、石巻市、女川町 | | 行政班 | 0225-94-8692 | |
| 登米市、東松島市、石巻市、女川町 | | 建築班 (建築相談) | 0225-94-8691 | |
| 気仙沼市、南三陸町 | 気仙沼土木事務所 | 河川砂防第三班 | 0226-24-2505 | |
| | | 行政班 | 0226-24-2539 | |
| | | 建築班 (建築相談) | 0226-24-2538 | |
| 県内全域 | 防災砂防課 | 砂防・傾斜地保全班 | 022-211-3232 | |

事務所担当者へ：

事業者より相談を受けた際は、リーフレットの担当班の部分にチェックを入れ相談年月日を記入してください。
記入後はリーフレットの写しを河川砂防担当班、行政班、建築班で共有し、各班で保管してください。



宮城県